

別紙

諮問第1076号

答 申

## 1 審査会の結論

「平成18年3月29日付学校法人〇〇寄附行為変更認可申請書及び添付書類」ほか3件を一部開示とした決定及び「学校法人〇〇が設置する学校の学則(都が所有する最新のもの)」ほか2件について不存在を理由に非開示とした決定は、いずれも妥当である。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「学校法人〇〇/最新の物から過去3年分 ・学則(都で所有する最新のもの) ・寄附行為(添付書類を含む) ・財産目録(最新の物から過去3年分) ・理事長・理事・監事変更届(直近の物から過去3年分) ・理事会議事録 ・財務諸表(最新の物から過去3年分)」の開示請求に対し、東京都知事が平成29年3月9日付で行った一部開示決定及び不存在を理由とする非開示決定について、それぞれ取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 「一部開示決定処分を取り消す」「非開示決定処分を取り消す」との裁決を求める。

イ 私立学校及び〇〇寄附行為において、法人資産・財産目録を閲覧させなければならぬとあるのに、公表も閲覧も拒んでいる。理事長の専断により学校が閉校に追い込まれようとしている。職員の雇用が危ぶまれるにもかかわらず理事・評議員の公表を拒み、正確な経理を含む法人資産を明らかにしない。処分の際に、公表されているもの以上は公開しないと説明を受けたが、法人が隠しているのも非常に困っている。

ウ 開示請求者は私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）47 条 2 項における利害関係人である。

また、正当な理由とは私立学校が休日で事務手続ができないことなどであり、情報流出のおそれは正当な理由にはならない。財産目録に関して、以前請求を行った際に東京都より開示されている。もちろん 7 条 2 号及び 3 号に該当する事実はない。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 一部開示決定における非開示部分及び非開示理由について

ア 平成 18 年 3 月 29 日付学校法人〇〇寄附行為変更認可申請書及び添付書類のうち、印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため、条例 7 条 4 号に該当することから非開示とした。

また、議事録署名人氏名及び監事氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。

寄附行為変更認可申請書は、私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）8 条において準用する同施行規則 4 条に基づき、当該学校法人が寄附行為の変更の認可を受けようとするときに所轄庁である東京都知事に申請した書類であり、公表を目的として取得している情報ではない。当該学校法人は、理事長以外の理事は代表権を有しておらず、登記事項証明書により理事、監事、評議員（評議員会議事録における議事録署名人）の氏名の閲覧等ができる情報ではない。

イ 財産目録のうち、基本財産の金額及び明細並びに運用財産の金額及び明細並びに負債の金額（負債総額並びに固定負債及び流動負債の合計を除く。）及び明細については、非開示とした。

準学校法人は、組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）の規定により登記したときに、私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）1 条 1 項の規定により、所轄庁であ

る都道府県に登録事項証明書を添えて届けなければならないと規定されている。本件処分に係る財産目録は、この登記の届出のうち、資産総額変更登記届の関係書類として、都が私立専修学校各種学校事務処理手引において添付を求めている書類である。当該書類は、準学校法人の財産状況を具体的に把握するために、都が準学校法人の所轄庁として取得している書類であり、公表を目的としたものではない。

財産目録は、私立学校法 64 条 5 項において準用する同法 47 条の規定により、準学校法人が毎会計年度終了後二月以内に作成し、各事務所に備えて置き、利害関係人から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないとされている。

準学校法人が毎会計年度に作成することとされている財産目録については、法令等による様式の定めはなく、文部科学省の通知による様式参考例が提示されてはいるが、実際に各法人が作成している財産目録の様式（項目名、順序及び記載内容等）は、法人によって様々である。また、法において利害関係人への閲覧を義務付けているものの、広く一般に公表することを義務付けているものではない。

財産目録は、個別の財産の内訳及び詳細を示すものであり、また、個別の財産の内訳に当たらない項目名についても、財産目録は法令等による様式の定めがなく、項目名やその構成も各法人が任意に定めることができるため、たとえ一般的な項目名が採用されている場合であっても、当該法人の判断や選択の結果を表すものとなっている。このことから、公にすることにより、学校法人の財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、また、内部管理事項である経営方針及び経営状況等の詳細が把握されることになる。

少子化による生徒数の減少等の影響から、学校間には厳しい競争関係があり、各法人は独自に様々な取組を行い、特色ある教育及び学校運営に努めている。そのような状況の中で、特定の法人の経営方針及び経営状況等の詳細が把握されれば、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる。

ウ 以上により、非開示とした部分はいずれも条例 7 条 3 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

## (2) 非開示決定及び非開示理由について

ア 学校法人〇〇が〇〇区に設置する各種学校の学則に関し、都では、特別区における

東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）により、私立各種学校の事務は区の所管となっている。このため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。

イ 学校法人〇〇の理事長・理事・監事変更届に関し、平成 25 年度から 28 年度までの間に実施機関では取得しておらず、存在しない。また、3 年保存の公文書であるため、平成 24 年度以前のは廃棄済であり、現在は存在しない。

ウ 学校法人〇〇の財務諸表に関し、法令上毎年所轄庁に提出を要する書類ではないため、実施機関では作成及び取得しておらず存在しない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 5 月 15 日	諮問
平成 30 年 4 月 24 日	新規概要説明（第 188 回第二部会）
平成 30 年 5 月 24 日	実施機関から理由説明書收受
平成 30 年 5 月 28 日	実施機関から理由説明聴取（第 189 回第二部会）
平成 30 年 6 月 18 日	審議（第 190 回第二部会）
平成 30 年 7 月 24 日	審議（第 191 回第二部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的

に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 学校法人の設立認可及び財務情報の公開について

私立学校法1条は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とするとともに、学校法人とは、私立学校の設置を目的としてこの法律の定めるところにより設立される法人をいう（同法3条）。そして、学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって少なくとも同法が掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない（同法30条）。

また、寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない（同法45条1項）。

さらに、専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる（同法64条4項。以下「準学校法人」という。）。本件開示請求に係る学校法人〇〇は、都区内に各種学校を設置する準学校法人である。

学校法人制度については、財務情報の公開の在り方を含めてその改善方策が検討され、私立学校法が平成16年5月12日に改正され（平成16年法律第42号）、平成17年4月1日に施行された。同法47条1項によれば、学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならないとし、同条2項は、前項の書類に監査報告書も含めてこれらの財務計算書類を各事務所に備え置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないとしている。

#### イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「学校法人〇〇／最新の物から過去3年分 ・学則（都で所有する最新のもの） ・寄附行為（添付書類を含む） ・財産目録（最新の物から過去3年分） ・理事長・理事・監事変更届（直近の物から過去3年分） ・理事会議事録 ・財務諸表（最新の物から過去3年分）」の開示を求めるものである（以下「本件開示請求」という。）。実施機関は、本件開示請求に対して、平成18年3月

29日付学校法人〇〇寄附行為変更認可申請書及び添付書類並びに財産目録3件（平成25年3月31日現在のもの、平成26年3月31日現在のもの及び平成27年3月31日現在のもの）を対象公文書として特定した（以下「本件対象公文書」という。）。

実施機関は、本件対象公文書のうち、平成18年3月29日付学校法人〇〇寄附行為変更認可申請書及び添付書類については、理事会議事録及び評議員会議事録の議事録署名人の氏名、並びに旧寄附行為及び新寄附行為の監事の氏名を条例7条2号該当により、寄附行為変更認可申請書、理事会議事録及び評議員会議事録の印影を条例7条4号該当により、財産目録については、基本財産の金額及びその明細、運用財産の金額及びその明細、並びに固定負債及び流動負債に係る科目、摘要及び金額の各欄を条例7条3号該当により、それぞれ非開示とした。

また、本件開示請求のうち、学則（都で所有する最新のもの）、理事長・理事・監事変更届（直近のものから過去3年分）及び財務諸表（最新のものから過去3年分）については、いずれも不存在を理由に非開示とした。

#### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業

を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

#### エ 本件対象公文書に係る非開示部分の非開示該当性について

(ア) 本件対象公文書に係る非開示部分の非開示該当性について検討すると、理事会議事録及び評議員会議事録の議事録署名人の氏名並びに旧寄附行為及び新寄附行為の監事の氏名は、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当すると認められる。

また、組合等登記令を確認したところ、学校法人について議事録署名人の氏名及び監事の氏名は登記すべき事項に挙げられておらず、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びびハに該当しないことから、非開示が妥当である。

(イ) 寄附行為変更認可申請書、理事会議事録及び評議員会議事録の印影は、これを公にすることにより犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 財産目録は、私立学校法64条5項において準用する同法47条1項の規定により、毎会計年度終了後二月以内に学校法人が作成しなければならない書面の一つに挙げられている。文部科学省が示している様式参考例の説明によれば、基本財産については、学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金を、運用財産については、学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産を記載することとし、実際の作成に当たっては、各学校法人の規模等に応じて各学校法人が判断することが適当であるとしている。

これを踏まえて実施機関が非開示とした部分の条例7条3号該当性について検討すると、学校法人は、教育事業という公共性の高い事業を行うことを目的とすることから、その経理の透明性の確保に関する社会的な期待も大きく、その財政運営も含めた運営全般に対する社会の関心に応えるため、財務会計に関する書類であっても、当該学校法人の権利利益を害しない限度において、開示できる部分は開示されるべきものと考えられる。この点から見ると、財産目録に関し、大科目に相当する金額の部分について、実施機関が開示しているのは適切な対応といえる。

一方、財産目録のうち基本財産の金額及びその明細、運用財産の金額及びその明細、並びに固定負債及び流動負債に係る科目、摘要及び金額の各欄について検討すると、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）によれば、学校法人は、会計処理に際し、財政及び経営の状況について真実な内容を表示し、それらの状況を正確に判断できるように必要な会計事実を明瞭に表示して作成すべきものとしていることから、当該部分については、資産や負債等の詳細な内訳を示していることとなる。

また、財産目録の作成に当たっては、各学校法人の規模等に応じて学校法人が判断することが適当であるとしていることも踏まえると、財産目録のうちの当該非開示部分を公にすることとなると、基本財産及び運用財産の明細、あるいは固定負債及び流動負債に係る科目、摘要及び金額の各欄の分析を行うことにより、当該学校法人の財政状況や経営実態を数字により把握することが可能となり、これにより、当該学校法人の経営方針等を相当程度うかがい知ることができたり、独自のノウハウが看取されたり、あるいはこれらの情報が流布されて公正な競争関係における地位、信用、社会的評価などの事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。



ところで、審査請求人によれば、財産目録に関し、以前に別の請求を行った際には実施機関により開示されていた旨主張する。これについて実施機関に確認したところ、当該主張は事実であるが、本件開示請求より前に、学校法人の会計書類の開示請求について当審査会が出した従前の答申を踏まえ、財産目録のうち開示することができる部分を精査し、これに基づいて本件一部開示決定を行ったとのことであって、開示することのできる部分の見直しに関する実施機関の説明、対応に不自然、不合理な点は見当たらない。

したがって、財産目録のうちの非開示とした部分を公にすることとなると、当該学校法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

オ 本件請求文書に係る不存在を理由とした非開示の妥当性について

(ア) 本件請求文書に係る不存在を理由とした非開示の妥当性について検討すると、学校法人〇〇が設置する各種学校の学則（都で所有する最新のもの）に関しては、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例2条2号イにより、特別区が処理する事務の範囲として挙げられていることから、実施機関で取得していないとする説明に不自然、不合理な点は見当たらない。

(イ) 学校法人〇〇の理事長、理事及び監事変更届（直近のものから過去3年分）に関しては、平成25年度以降28年度までの間には当該法人からの届出がなく、実施機関で取得していない、仮に平成24年度以前に届出がされていた場合、当該公文書の保存期間を3年としていることからすると、既に廃棄されているものと考えられるとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらない。

(ウ) 学校法人〇〇の財務諸表（最新のものから過去3年分）について検討すると、準学校法人は、私立学校法64条5項において準用する同法47条の規定により、貸借対照表、収支計算書等の作成と備付け及び利害関係人への閲覧に対応するよう求められているが、これらを所轄庁へ毎年度提出すべき旨の法令の定めはなく、また現に提出を受けていないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらない。

以上のことから、本件請求文書に関し、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二